

お取引様各位

神奈川県厚木市恩名 1-11-31  
中央カンセー株式会社

## 廃棄物の取り扱いについて【お願い】

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、廃棄物による事故が増えております。弊社においても廃棄物の回収時また、工場での展開検査時には事故防止の観点から内容物の確認を行っておりますが、人的被害及び環境破壊等の引き金となる廃棄物の混入が見られます。これらの混入は、お客様に於いても廃棄物の保管されている状態で起こることも想定されます。保管は必ず製品に定められた保管方法で他の廃棄物と混ざらないよう保管願います。

今後、収集運搬及び処分の過程でこのような廃棄物が確認された場合、お客様の責任に於いてお引き取り等お願いすることとなりますので、ご理解願います。

### ～注意して頂きたい廃棄物(混入不可廃棄物)～

- **冷媒(フロンガス)充填機器**:空調機器、冷蔵・冷凍庫等冷媒(フロンガス等)使用機器  
法改正(令和2年4月)により機器を廃棄する場合は、行程管理票(委託確認書等)が無いと処理できません。
- **電池類**:乾電池、ボタン電池、電子タバコ、モバイルバッテリー、リチウムイオン電池・・・  
電池を内蔵又は使用する機器類また太陽光パネル等の発電機器  
※変形・破損しているものは特に注意願います。  
廃棄される場合は、ショートしないよう電極を絶縁テープ等で必ず絶縁処理して下さい。
- **ボンベ類**:ガス式スプレー缶、プロパン等高圧ガスボンベ、小型ボンベ類、消火器・・・  
※スプレー缶、高圧ボンベ類等は、製品等に記載あるメーカーに一度、確認願います。
- **発火性のもの**:ライター、発煙筒、ガソリン等の燃料・・・  
可燃性の燃料を使用する機器類等は、必ず燃料を抜いて下さい。
- **液状・泥状の廃棄物**:塗料類、接着剤、粉状・粒状の物
- **試薬類、アスベスト含有物、水銀使用製品廃棄物**(蛍光管、水銀灯、水銀体温計・・・)
- **その他危険と認められる廃棄物**

上記廃棄物の処分を検討されている場合は、お問い合わせ頂けますようお願い致します。

法令により処罰される場合もございます

#### 関係団体からの情報

##### ●冷媒(フロン)類

改正フロン排出抑制法

検索

環境省 令和2年4月改正

<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>


##### ●電池類

容器包装リサイクル リチウム電池

検索

(財)日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php#Tab757>


##### ●太陽光パネル

太陽光発電設備 留意点

検索

環境省

[http://www.env.go.jp/recycle/ref1\\_.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/ref1_.pdf)


#### —お問い合わせ先—

中央カンセー株式会社 Tel 046-221-1102 Fax 046-225-6099  
<http://www.chuohkanse.com>

